

第3回生活保護システム等標準化検討会 (2025年1月22日) 事務局資料

地方自治体における情報システム（生活保護）の標準
仕様書改定に向けた調査研究等一式



Build Beyond As One.

第3回生活保護システム等標準化検討会 次第

<日時・場所>

令和7年1月22日（水） 16:00～18:00 オンライン開催（Zoom）

<議題>

I. 開会

II. 議事

1. 標準仕様書2.1版の改版想定
2. 第5回全国意見照会の結果共有
3. 第5回全国意見照会の反映方法の協議
4. 未来の業務のあり方WTの検討状況の共有
5. 今後の検討会等の開催案内
6. その他

III. 閉会

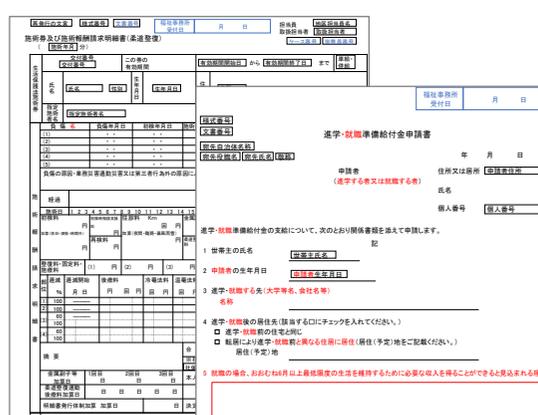
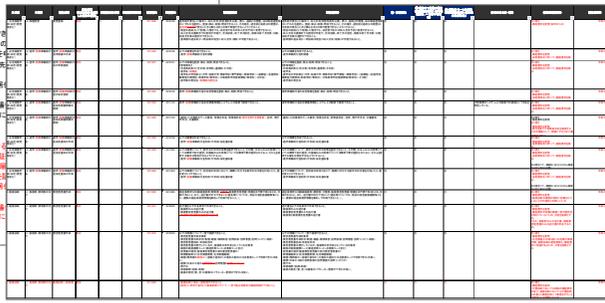
<配布資料>

- 資料1 事務局資料（本紙）
- 資料2 全国意見照会回答票（生活保護システム）
- 資料3 全国意見照会回答票（レセプト管理システム）
- 資料4 標準仕様書2.1版（案）_生活保護システム
- 資料5 標準仕様書2.1版（案）_レセプト管理システム

1.標準仕様書2.1版の改版想定

1.1. 標準仕様書2.1版の改版内容

- 帳票レイアウト・帳票詳細要件・機能要件等の各要件について、法制度改正等を踏まえて更新を行っております。
- 標準化PMOの意見や全国意見照会の意見を踏まえて、各要件について軽微な更新を行っております。

| | 改版理由 | 改版内容 | 改版イメージ |
|--------------|---|--|--|
| <p>法制度改正</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 進学・就職準備給付金 ● 医療扶助制度 ● 就労自立給付金 ● 境界層該当証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 進学・就職準備給付金や医療扶助制度等の各法制度改正に伴い、機能要件や帳票レイアウト・帳票詳細要件等の修正を実施しています。 |  |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 標準化PMOの意見 ● 全国意見照会における指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準化PMOでの意見や全国意見照会の意見を踏まえて、機能要件において重複している文言の修正等を行っております。 ✓ また、標準化PMOの意見を踏まえて、「ページ番号」等のシステム印字項目の追加、印字編集条件の修正を行っております。 |  <p>※ 詳細な改版内容は、別添の資料4「標準仕様書2.1版（案）_生活保護システム」、資料5「標準仕様書2.1版（案）_レセプト管理システム」等をご覧ください。</p> |

1. 標準仕様書2.1版の改版想定

1.2. 標準仕様書2.1版の公表予定・適合基準日

- 標準仕様書2.1版は令和7年1月末に公表する予定です。
- 「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」に基づき、標準仕様書2.1版の適合基準日は令和10年4月1日を想定しております。

1. 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

2. 移行支援期間（令和7年度まで）における標準仕様書の改定への対応については、令和7年度までの適合が**制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き**、令和8年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、標準仕様書の改定の際は、令和8年度以降の適合基準日（※）を設定することとする。
3. 標準仕様書の改定は、原則として、8月31日又は1月31日に行うものとする。
4. データ要件・連携要件標準仕様書については、各業務の標準仕様書の改定後1ヶ月後を目途として改定を行う。
5. なお、標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の**解釈の確認や疑義**等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、次ページの（1）、（2）の方法により、随時対応することとし、事業者等との認識共有を図る。

（※）適合基準日：基幹業務システムにおいて、標準仕様書に定める機能要件等について、適合するものとする基準日。

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議（第3回）（令和5年9月1日開催）
資料7 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する今後の取組について

- ✓ 標準仕様書2.0版から2.1版へのシステム改修は、1年間程度の期間を要するものと想定しております。
- ✓ **標準仕様書2.1版の適合基準日は、2.0版の適合基準日から1年後の令和10年4月1日とする想定です。**

※ 参照：「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」2023年10月27日 デジタル庁地方業務システム基盤チーム

2.第5回全国意見照会の結果共有

2.1. 第5回全国意見照会の集計結果

- 第5回全国意見照会では法改正によって変更が生じた帳票要件等を中心にして意見の収集を行いました。
- システム別における全国意見照会における意見件数は、以下のとおりとなります。

意見反映数/意見総数 (※1)

| 種別 | 生活保護システム | | | | レセプト管理システム | | | |
|------------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|-------------|------------|------------|-------------|
| | 機能帳票要件 | 帳票詳細要件 | 帳票レイアウト | その他 | 機能帳票要件 | 帳票詳細要件 | 帳票レイアウト | その他 |
| 機能追加 | 2/20 | 2/9 | 4/15 | 3/43 | 0/0 | 0/0 | 0/0 | 1/11 |
| 機能修正 | 2/6 | 1/9 | 7/19 | 7/36 | 0/0 | 0/0 | 0/0 | 0/0 |
| 機能削除 | 3/6 | 1/2 | 3/6 | 3/6 | 0/0 | 0/0 | 0/0 | 0/0 |
| 実装区分変更 | 1/20 | 0/0 | 0/0 | 0/9 | 0/0 | 0/0 | 0/0 | 2/6 |
| 誤記・整合性 | 9/12 | 6/8 | 2/2 | 0/2 | 0/0 | 0/0 | 0/0 | 5/5 |
| その他 | 3/10 | 0/2 | 4/19 | 5/33 | 0/0 | 0/0 | 0/0 | 0/3 |
| 合計 | 20/74 | 10/30 | 20/61 | 18/129 | 0/0 | 0/0 | 0/0 | 8/25 |
| | 68/294 | | | | 8/25 | | | |
| (参考) 第2.0版への意見 (※2) | 8/51 | 4/18 | 3/38 | - | - | - | - | - |

※1 意見数は、意見反映数/意見総数で表示しております。

※2 合計数から第2.0版への意見数を抽出して、参考として記載しております。

3.第5回全国意見照会の反映方法の協議

3.1. 意見の反映方針

- 第5回全国意見照会で頂いた意見について、以下の反映方針を原則として反映要否や反映内容を検討しております。
- 検討会では、**反映内容を決めるにあたって、委員の皆様のご意見を踏まえない内容について議論を行う想定です。**

| | |
|---------------------|---|
| 前提 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活保護業務を行うために必要な機能が不足しているという、標準仕様書1.1版への意見に対応するために、標準仕様書2.0版において内部帳票の帳票レイアウト・帳票詳細要件の定義を行い、監査のための機能要件を追加しました。 ✓ よって、標準仕様書2.0版は、現行の生活保護業務を行うために最低限必要な機能要件と帳票要件を網羅しているものと認識しております。 |
| 反映方針 (原則) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準仕様書2.0版は生活保護業務を行うための最低限の機能要件と帳票要件が定義されておりますが、以下のいずれかに該当する意見は有用な指摘として反映する想定です。 (※帳票についての意見は下記①・②に該当するかの判断が難しいことも多いため、次年度以降の未来の業務のあり方WTの中で議論することも一案として想定しています。) ① 業務を行うために必要な要件や項目等が不足していることが、生活保護法や通知などの明らかな根拠に基づいて指摘されている場合 ② 意見や理由、根拠等を踏まえて、複数自治体において有用なことが明らかに判断できる場合 |
| 議論対象の 意見 (原則) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記反映方針を踏まえて、検討会の議論対象となる意見は、以下の2つのいずれかに該当するものと想定しております。 ① 明らかな根拠に基づいてはいないが、業務を行うために必要な機能要件が不足している可能性が高いと想定される意見 ② 意見や理由、根拠等を踏まえて複数自治体において一定程度有用なことが想定されるが、事務局で判断できない場合 |

3.第5回全国意見照会の反映方法の協議

3.2. 意見の取りまとめ結果の概要

- 自治体等から機能要件や帳票要件等に対して頂いた意見について、前項の反映方針に基づき検討を行いました。
- 個別の意見における検討方針や反映有無、反映内容については別添の配布資料をご確認ください。
- 反映方針を踏まえて、検討会委員の皆様のご意見を踏まえて意見について、次項で協議を行います。

意見照会意見（例）

反映方針

意見の検討結果

| 意見照会意見（例） | 反映方針 | 意見の検討結果 |
|---|--|--|
| <p>機能追加・修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 「XXX」の項目を追加してほしい 機能要件の管理項目や文言を修正してほしい | <p>以下のいずれかに該当する意見は有用な指摘として反映する</p> <p>① 業務を行うために必要な要件や項目等が不足していることが、生活保護法や通知などの明らかな根拠に基づいて指摘されている場合</p> <p>② 意見や理由、根拠等を踏まえて、複数自治体において有用なことが明らかに判断できる場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法や通知等の根拠から追加や修正を行う必要性が明確なものについては、意見を反映しました。 委員の皆様の意見を踏まえて検討したい内容について、次項以降で議論します。 |
| <p>機能削除</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要な管理項目、帳票、機能要件に該当するため削除してほしい | | <ul style="list-style-type: none"> 機能要件、帳票、管理項目について、必要とする自治体もいることを想定しているため、削除は実施しない想定です。 |
| <p>実装区分変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 幣市に必要な機能のため、実装必須機能にしてほしい 業務に必要な機能であるため、実装必須機能にしてほしい 過剰な機能、実現が難しい機能なので、標準オプション機能にしてほしい | | <ul style="list-style-type: none"> 業務に必要な理由が不明であり、特定自治体のみ有用と想定できることに加え、ベンダの開発状況も考慮した結果、実装区分の変更は原則行わない想定です。 委員の皆様の意見を踏まえて検討したい内容について、次項以降で議論します。 |

※ 「誤記・整合性」の意見については、指摘の通り修正を行っております。

※ 記載内容を踏まえて、質問と判断したものについては回答を記載しております。また、既に標準仕様書の機能要件等で対応可能と想定される意見については、反映は行っておりません。

3.第5回全国意見照会の反映方法の協議

3.3. 意見の反映に係る協議（検討会の論点の意見概要）

- 反映の要否、反映内容が懸念される意見について、有識者の皆様と協議を行います。
- 実装区分変更に関する意見と機能追加に関する意見について、検討会での議論を踏まえて反映内容を検討します。

| No | 意見対象 | 意見分類 | 意見内容・意見根拠 | 意見発出者 |
|----|---|--------|---|-----------|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> 機能要件 <p>機能ID : 0211831 「納付方法においては、コンビニ収納に対応すること。」(※1)</p> <p>要件の考え方 「インターフェースについては、データ要件・連携要件で定めずに、収納代行業者のフォーマットの項目に準拠することとする。」</p> | 実装区分変更 | <ul style="list-style-type: none"> 「収納代行業者のフォーマットの項目に準拠すること」となると、代行業者独自のインターフェースに合わせての対応が必要となるため、全ての収納代行業者の仕様に合わせての対応が難しいと思われます。 「収納代行業者のフォーマットの項目に準拠することとする。」と記載するのであれば、「必須機能」ではなく、「オプション機能」としていただきたい。 | システム開発事業者 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> 帳票要件 <p>「46_境界層該当証明書（添付資料）」(※2)</p> | 機能追加 | <ul style="list-style-type: none"> 帳票「46_境界層該当証明書」の添付資料について、表中の（1）～（5）の「減額される自己負担（月額）」と「減額される自己負担（月額）合計」について、履歴管理が出来るよう金額のシステム印字項目を追加すべきである。 境界層該当者の状況によっては、毎年証明書が必要になるため、境界層該当者の自己負担額の履歴管理が必要になる。 | 自治体 |

※1 システム開発事業者からの意見であり、開発に支障が出る恐れがあるため、検討会の場で議論した上で、反映可否・反映内容を検討することが、特に望ましい意見と考えております。

※2 法改正の対象帳票であり、検討会の場で議論した上で、帳票要件の反映可否・反映内容を検討することが、特に望ましい意見と考えております。

3.第5回全国意見照会の反映方法の協議

3.4. 意見の反映に係る協議（実装区分の変更）

- 生活保護システムにおける納付方法の機能要件への意見について、システム調達や当機能を実装するにあたっての懸念点を伺ったうえで、要件の考え方の記載内容を協議します。

【意見概要】

- 「収納代行業者のフォーマットの項目に準拠する」となると、代行業者独自のインターフェースに合わせての対応が必要となり、全ての収納代行業者の仕様に合わせることは難しい。
- 「収納代行業者のフォーマットの項目に準拠する」と記載するのであれば、「必須機能」ではなく、「オプション機能」としていただきたい。

【事務局の反映内容（想定）】

- 全ての収納代行業者のフォーマットに対応したシステムを開発することは、困難であることを認識しました。
一方で、当機能要件は政令指定都市要件であることから実装区分の変更は難しいものと認識しております。また、当機能を必要とする自治体もいることが想定されます。
- **日本代理収納サービス協会が定めている「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」に準拠する旨を、要件の考え方に追記する想定**です。

| 機能ID | 機能要件 | ① 都道府県 | ② 団体内で複数の福祉事務所（例：政令指定都市、一部の中核市等） | ③ 団体内で一つの福祉事務所（例：②以外の市区町村） | 要件の考え方・理由 |
|---------|--------------------------|--------|----------------------------------|----------------------------|---|
| 0211831 | 納付方法においては、コンビニ収納に対応すること。 | ○ | ◎ | ○ | インターフェースについては、データ要件・連携要件で定めずに、 収納代行業者のフォーマットの項目に準拠することとする。日本代理収納サービス協会が定める「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」に基づくものとする。 (上記ガイドライン以外の事業者独自フォーマットへの対応可否は、収納代行業者とシステム開発事業者との協議により決定することを想定している。) |

【確認事項】

- 自治体委員各位においては、システム調達における懸念等があればご意見を伺いたいです。
- オブザーバーベンダー各位においては、「標準料金代理収納ガイドライン」を踏まえて当機能を実装するにあたっての懸念点等があれば伺いたいです。

3.第5回全国意見照会の反映方法の協議

3.5. 意見の反映に係る協議（機能追加）

- 帳票「46_境界層該当証明書」の添付資料に対する意見について、自己負担額の履歴管理が必要か、過剰なシステム印字項目でないかを確認した上で、システム印字項目とするか協議を行います。

【意見内容】

- ・ 帳票「46_境界層該当証明書」の添付資料について、「減額される自己負担（月額）」と「減額される自己負担（月額）合計」について、履歴管理が出来るようシステム印字項目を追加すべき。
- ・ 境界層該当者の状況によっては、毎年証明書が必要になるため、境界層該当者の自己負担額の履歴管理が必要になる。

【事務局の反映内容（想定）】

- ・ 帳票について、システム印字項目（オプション）を追加する想定です。
- ・ また、自己負担額を入力できるように機能要件（標準オプション機能）を追加する想定です。

【確認事項】

- ・ 自治体委員各位においては、自己負担額の履歴管理の必要性を伺いたいです。
- ・ オブザーバーベンダー各位においては、自治体から同様の要望を受けたことがあるか、過剰なシステム印字項目でないか等について、意見を伺いたいです。

帳票「46_境界層該当証明書」の添付資料への反映内容（想定）

追加予定のシステム印字項目（オプション）
「減額される自己負担（月額）」

| 境界層該当者の内容 | | 減額される自己負担（月額） |
|---|----------------------------------|---------------|
| (1) 給付額減額の記載が行われない。 | | [金額] |
| 特定介護サービス又は特定介護予備サービスに係る居住者等の負担限度額について保護を必要としない場合、以下の額が段階的に適用される。 | | |
| 居室の種類 | 適用された後の額 | |
| ユニット型居室 | 1日につき[300円]又は[800円] | |
| ユニット型居室的多床室 | 1日につき[130円]又は[480円] | |
| 従来型居室(特養等) | 1日につき[600円]、[400円]又は[280円] | |
| 従来型居室(老健/医療院等) | 1日につき[130円]又は[480円] | |
| 多床室 | 1日につき[90円]又は[40円] | |
| (2) [旧施設入所者の場合] 特定介護サービスに係る居住者等の特定負担限度額について保護を必要としない場合、以下の額が段階的に適用される。 | | |
| 居室の種類 | 適用された後の額 | |
| ユニット型居室 | 1日につき[300円]又は[800円] | |
| ユニット型居室的多床室 | 1日につき[130円]、[480円]、又は[40円] | |
| 従来型居室 | 1日につき[600円]、[400円]、[280円]又は[40円] | |
| 多床室 | 1日につき[90円]又は[40円] | |

注 (1)については、金額の記載の他に、算定に使用した居室の種類及び境界層措置により適用されることとなる居住者等の負担限度額の段階を「減額される自己負担(月額)」欄に記載すること。

添付書類)

| (3) 特定介護サービス又は特定介護予備サービスに係る居住者等の負担限度額について保護を必要としない場合、以下の額が段階的に適用される。 | | [金額] |
|---|------------------------------------|--------|
| 特定介護サービス又は特定介護予備サービスの種類 | 適用された後の額 | |
| 短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予備短期入所療養介護 | 1日につき[300円]、[1000円]、[600円]又は[500円] | |
| 前の項に接する特定介護サービス以外の特定介護サービス | 1日につき[380円]、[680円]、[380円]又は[500円] | |
| [旧施設入所者の場合] 特定介護サービスに係る居住者等の特定負担限度額が保護を必要としない場合、1日につき[600円]、[380円]又は[300円(半額)](厚生労働省告示第47号に規定する300円未満の額にあっては、当該額)が段階的に適用される。 | | |
| (4) 利用者負担世帯合算額を[7万4000円]又は[1万5000円]と積み重ねて高額介護サービス費又は高額介護予備サービス費が適用される。 | | [金額] |
| (5) 保険料が、保護を必要としない場合、市町村が原則で定めるより低い標準割合を適用した後に適用される。 | | [金額] |
| 加算される自己負担(月額)の合計額 | | [合計金額] |

注 (3)については、金額の記載の他に、境界層措置により適用されることとなる居住者等の負担限度額の段階を「減額される自己負担(月額)」欄に記載すること。

追加予定のシステム印字項目（オプション）
「減額される自己負担（月額）合計」

4. 未来の業務のあり方WTの検討状況の共有

4.1. 今後のWTの予定

- 第6回WTにおいては、第5回WTまでの議論を踏まえた**効率化・改善された生活保護業務像（案）**について、議論を行う想定です。

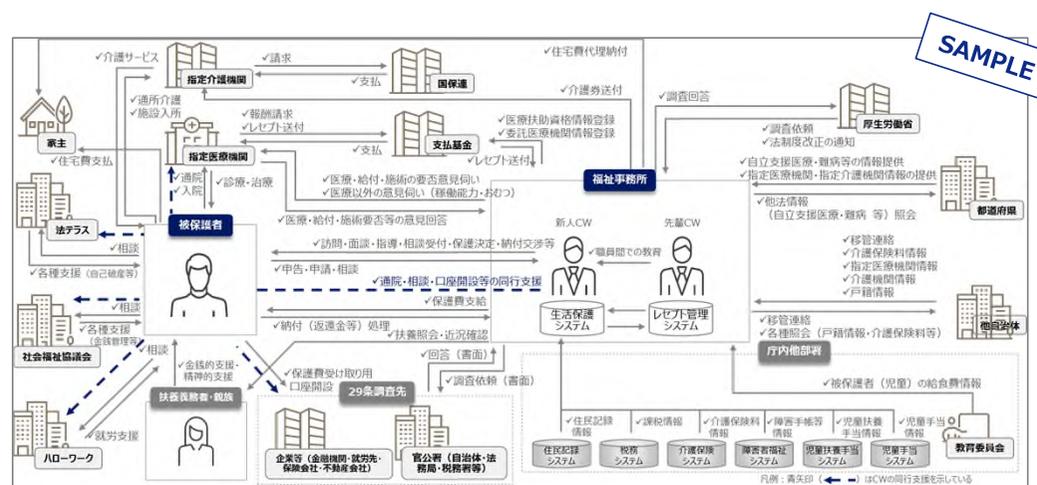
説明資料

検討テーマ

| 回数 | テーマ | 概要 |
|--------------|----------------------------------|--|
| 第1回 (8月) | ケースワーク① (訪問関連) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 訪問予定の整理～訪問～訪問後の業務 ✓ 訪問前における準備等を含む |
| 第2回 (9月) | ケースワーク② (自立支援等) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 就労・自立支援など、被保護者の自立に向けた各種支援業務 |
| 第3回 (10月) | ケースワーカーの行う業務 (4回目・5回目のテーマを除く) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 被保護者の自立を助長するためにケースワーカーが行う業務全般（生活保護申請・決定・訪問・自立支援・各種調査等含む） |
| 第4回 (11月) | ケースワーカーの行う業務 (医療扶助・介護扶助) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療扶助・介護扶助に係る業務（医療券発券・介護券発券等の事務処理） |
| 第5回 (12月) | ケースワーカーの行う業務 (経理・返還金・債権管理) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保護費支給（支給における経理処理・窓口支給等）、返還金や徴収金の起案処理等、債権管理（督促・催告・納付） ✓ 適正化に向けた調査等 |
| 第6回 (2月) | 効率化・改善された生活保護業務像 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第5回WTまでの議論を踏まえた、効率化・改善された生活保護業務像（事務局案）についての議論 |

第6回WTでの議論（想定）

- ✓ 効率化・改善された生活保護業務の全体像について、委員の皆様の想定と認識に相違がないか等について、意見を頂く想定です。



※ 事務局にて別途、効率化・改善された生活保護業務像のイメージ図を作成する予定です。

4. 未来の業務のあり方WTの検討状況の共有

4.2. 標準仕様書への反映内容（想定）の共有

- WTで議論された内容を踏まえて、現行業務の問題点、効率化・改善された生活保護業務像、実現に向けた課題を整理した上で、**新しい機能要件や帳票要件、業務フロー等を作成し標準仕様書に反映を行う想定**です。

標準仕様書への反映内容（想定）

| 大項目 | 中項目 | 機能名称 | 機番 | 機能ID | 機能要件 | ① 標準要件 | ② 自治体内で複数の福祉事務所を調整(例: 養育費滞り、一部の中核市等) | ③ 自治体内で一つの福祉事務所を調整(例: 自治体内の市町村) | 要件の考え方・理由 | 備考(改版説明) | 適合基準日 |
|-----------|-----------|------------|----|---------|--|--------|--------------------------------------|---------------------------------|-----------|----------|----------|
| 2. ケースワーク | 2.2. 訪問支援 | 訪問予定の作成・管理 | 1 | 021XXXX | 被保護者ごとの訪問格付けに基づいて、被保護者の定期訪問の予定を地区担当員ごとに自動で作成で出来ること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | 令和X年X月X日 |
| 2. ケースワーク | 2.2. 訪問支援 | 訪問予定の作成・管理 | 2 | 021XXXX | 被保護者に対して、定期訪問・随時訪問の予定を連絡できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| 2. ケースワーク | 2.2. 訪問支援 | 訪問予定の作成・管理 | 3 | 021XXXX | 被保護者の定期訪問・随時訪問の予定をシステムに登録・修正・削除・照会できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| 2. ケースワーク | 2.2. 訪問支援 | 訪問支援 | 1 | 021XXXX | 訪問先において、タブレット端末により、生活保護システムの情報にアクセスし、受給者の情報(世帯構成、他法、収入、医療・介護扶助)を照会できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| 2. ケースワーク | 2.2. 訪問支援 | 訪問支援 | 2 | 021XXXX | 訪問先において、タブレット端末を用いて、タッチペンによる手書き又は定型文入力により訪問記録を登録・修正できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| 2. ケースワーク | 2.2. 訪問支援 | 訪問支援 | 3 | 021XXXX | タブレット端末に保存した情報(画像データ・訪問記録等)を生活保護システムに取り込むことができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| 2. ケースワーク | 2.2. 訪問支援 | 訪問支援 | 4 | 021XXXX | 訪問先において、被保護者の収入申告・資産申告・一時扶助申請等をタブレット端末を用いた電子申請により、受け付けることができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| 2. ケースワーク | 2.2. 訪問支援 | 訪問支援 | 5 | 021XXXX | 被保護者からの問い合わせ内容や質問を入力でき、制度や既存の通知内容を踏まえて、入力内容に応じた回答候補を自動で提示できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| 2. ケースワーク | 2.2. 訪問支援 | 訪問支援 | 6 | 021XXXX | 訪問先において、被保護者と地区担当員との会話内容を録音し、ケース記録を自動で作成できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | |

業務区分: 生活保護
業務分類: ケースワーク
業務フロ: 訪問支援

住民

自治体 職員

訪問予定の連絡 → 訪問 → ケース記録照会・入力

生活保護システム (データベース)

ケース記録照会・入力 (データベース)

・年間訪問計画表
・月間訪問計画表
・ケース訪問計画表

訪問先で、ケース記録の入力・過去の記録や被保護者の情報を紹介する運用を想定

5. 今後の検討会等の開催案内

5.1. 第6回WT・第4回検討会の開催予定

- 第6回WTでは効率化・改善された生活保護業務像（案）について、WT参加者の皆様と協議する想定です。
- 第4回検討会においては、効率化・改善された生活保護業務像について、検討会の委員の皆様へ承認頂きます。また、次年度以降の検討事項等を提示し、意見を頂く想定です。
- 各会議体の日程は、別途調整しご案内いたします。

| 開催予定の会議体 | 協議内容（想定） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 第6回WT (2/17日週の開催を想定) | <ul style="list-style-type: none"> ● 第5回WTまでの議論を踏まえて事務局で作成した、効率化・改善された生活保護業務像（案）をWTの参加者に提示する想定です。 ● 効率化・改善された生活保護業務像（案）について、委員の皆様の想定や認識と相違がないか等について意見を頂き、議論を行う想定です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 第4回検討会 (3/3日週の開催を想定) | <ul style="list-style-type: none"> ● 第6回WTの意見を踏まえて最終化した、効率化・改善された生活保護業務像を提示し、委員の皆様と内容について協議し、承認を頂く想定です。 ● 次年度以降の対応事項や検討事項等を提示し、委員の皆様からご意見を頂く想定です。 |

6.その他

6.1. 標準化に向けての意見交換

- 標準化に向けての懸念点や課題について、意見交換を行いたと思います。
- 頂いた意見は、次年度以降の検討において参考にいたします。

意見の観点

以下の点において、懸念点や課題があれば、ご意見をお聞かせください。

- システムの調達・開発
- 他の標準準拠システムとの連携
- 今後の生活保護システム標準仕様書の改版
- 今後のデータ要件・連携要件の改版等における懸念点や課題



アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。©2024 ABeam Consulting Ltd.



Build Beyond As One.